



令和8年度 港区社会福祉協議会 共同募金配分金助成事業 申請受付

.....
毎年10月1日から12月31日まで募金運動が実施され、皆様から寄せられた募金の実績に基づき、翌年度に大阪府共同募金会から、港区社会福祉協議会に共同募金が配分されます。配分金は本会事業や地域社協、各種団体の福祉事業に活用されています。

共同募金の詳細につきましては、赤い羽根データベース「はねっと」または「大阪府共同募金会」ホームページを閲覧ください。

-
- 1 払出対象 大阪市港区内で行う活動実績のある自治会、法人・団体が実施している事業
営利を目的とした株式会社等の法人を除く

※法人・団体に対する助成ではなく、事業に対する助成です。

- 2 対象活動 広く区民に開かれた次の事業
- ・高齢者に関する事業
 - ・障がい者、児に関する事業
 - ・児童、青少年に関する事業
 - ・住民全般に関する事業

・その他（港区の地域福祉推進、発展、啓発が期待されている事業）

- 2 申請メ切 令和8年5月13日（水） 必着
- 3 申請方法 **令和8年度共同募金 助成事業申請書**を作成し、港区社会福祉協議会窓口までご持参ください。
- 4 選考方法 申請書類に基づき、港区社会福祉協議会で審査し、決定します。なお、助成されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 5 決定通知 ○結果について**交付決定通知書**で通知します。（9月中旬予定）
○決定通知後の手続きのおおまかな流れ
・「請求書」と、通帳のコピーの提出
⇒9月末に振込予定
・事業完了後30日以内、もしくは令和9年3月26日に「事業完了報告書」及び必要書類の提出
- 6 その他 **この事業は共同募金分配金により実施**しているものです。助成を希望されるみなさまには、共同募金運動の趣旨を十分ご理解いただき、区民への成果を公表でき、共感される有効な事業計画を立案され申請いただきますようお願いいたします。

《申込・問合せ先》

社会福祉法人 大阪市港区社会福祉協議会

〒552-0007 大阪市港区弁天2-15-1

電話番号（06）6575-1212 FAX（06）6575-1025

担当：地域支援担当（西浦・磯田）

社会福祉法人 **大阪府共同募金会・港区地区募金会**